



宮 崎 県 公 報

令和元年7月22日(月曜日) 第23号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額を変更する告示……………(人事課) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示……………(“) 2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条第1項第3号の規定に基づき知事が定める率……………(“) 3
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

頁

等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事

- が定める額の一部を改正する告示……………(人事課) 3
- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………(自然環境課) 5
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 5

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 5
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示……………(河川課) 5
- 入札公告……………5

病院局公告

- 入札公告……………7

教育委員会告示

- 令和2年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱……………8
- 令和2年度宮崎県立高等学校生徒募集定員……………9

告 示

宮崎県告示第188号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額を次のように変更する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の左欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成30年宮崎県告示第616号。以下「平成30年告示」という。)	3,930円	3,940円
平成30年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成30年宮崎県告示第604号。以下「平成29年告示」という。)	3,920円	3,930円
平成29年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成28年宮崎県告示第364号。以下「平成28年告示」という。)	3,930円	3,950円
平成28年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成27年宮崎県告示第345号。以下「平成27年告示」という。)	3,930円	3,950円
平成27年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成26年宮崎県告示第316号。以下「平成26年告示」という。)	3,930円	3,940円
平成26年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給す	3,950円	3,970円

べき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成25年宮崎県告示第303号。以下「平成25年告示」という。)		
平成25年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成24年宮崎県告示第349号。以下「平成24年告示」という。)	3,950円	3,970円
平成24年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成23年宮崎県告示第341号。以下「平成23年告示」という。)	3,940円	3,960円
平成23年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成22年宮崎県告示第277号。以下「平成22年告示」という。)	4,030円	4,050円
平成22年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成21年宮崎県告示第397号。以下「平成21年告示」という。)	4,060円	4,080円
平成21年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成20年宮崎県告示第390号。以下「平成20年告示」という。)	4,090円	4,110円
平成20年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成19年宮崎県告示第496号。以下「平成19年告示」という。)	4,100円	4,120円
平成19年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示(平成18年宮崎県告示第299号)	4,070円	4,090円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

宮崎県告示第189号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成4年宮崎県告示第560号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円	20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円	20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円	25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円	30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円	35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円	40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円	45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円

50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円	50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円	55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円	60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,291円	65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,940円	13,284円	70歳以上	3,960円	13,285円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の表の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第190号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)第24条第1項第3号の規定に基づき知事が定める率を次のように定める。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条第1項第3号の規定に基づき知事が定める率は、同号アにあっては支給の対象とされた月の初日、同号イにあっては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の左欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	0.11
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	0.09
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	0.08
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	0.06
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	0.05
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	0.04
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	0.03
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	0.02
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	0.01
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	0.01
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	0.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	0.01

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

宮崎県告示第191号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が10万5,290円を超えるときは、10万5,290円)	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が16万5,150円を超えるときは、16万5,150円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が5万7,190円以下であるときに限る。)	月額5万7,190円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が7万790円以下であるときに限る。)	月額7万790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が5万2,650円を超えるときは、5万2,650円)	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が8万2,580円を超えるときは、8万2,580円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,600円以下であるときに限る。)	月額2万8,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が3万5,400円以下であるときに限る。)	月額3万5,400円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の告示の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 192号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

- 2 救急病院等の認定の有効期間
令和元年7月17日から令和4年7月16日まで

宮崎県告示第193号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
市民の森病院	宮崎市大字塩路江良の上2783番地37

- 2 救急病院等の認定の有効期間
令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

宮崎県告示第194号

保安林の指定施業要件の変更(平成31年宮崎県告示第155号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

延岡市役所

伊東正道、日高政明、木村常一郎

2 通知の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更すること。
- 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年宮崎県告示第63号によること。

宮崎県告示第195号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年6月18日
発起人の住所及び氏名	延岡市 (有)浩栄水産 代表取締役 宇戸田 実也 延岡市 (有)協栄水産 代表取締役 瀧口 民雄

加入区	名称	北浦加入区
区	域	北浦漁業協同組合の地区
区	分	中型まき網漁業

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三財川筋土地改良区(西都市)から平成31年3月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
二級河川鳴子川水系中山川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
東臼杵郡門川町大字門川尾末字橋ノ口7367番2から同7383番7まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 門川町
住所 東臼杵郡門川町本町1丁目1番地
代表者の氏名 門川町長 安田 修
- 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
令和元年7月22日から道路の存続する日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 競争入札に付する事項
(1) 特定役務の件名 宮崎港曳船作業業務(以下「本業務」という。)
(2) 特定役務の特質等 宮崎港曳船作業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び入札説明書による。
(3) 委託期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
(4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。

<p>ア 名称 宮崎港</p> <p>イ 所在地 宮崎市港</p> <p>(5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、委託料1月当たりの単価に委託期間月数を乗じた金額を記載すること(記載方法については、入札書を確認すること)。</p> <p>なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の金額は、委託期間全体の総額を記載すること)。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。</p> <p>イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運航要員とすることができる者であること。</p> <p>ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年8月6日午後5時までに5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法</p> <p>3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和元年7月22日から令和元年7月29日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないこと認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎県宮崎市港1-18 郵便番号 880-0858 電話番号0985(24)6224</p> <p>(2) 期間 令和元年7月22日から令和元年8月6日まで(土曜日</p>	<p>及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付場所等</p> <p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課</p> <p>(2) 期間 令和元年7月22日から令和元年8月6日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>(3) その他 設計図書は、宮崎県中部港湾事務所総務課において、8の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)、入札参加資格があると認められた者に、実費相当額徴収の上で交付する。</p> <p>7 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所 2階会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年7月26日午後2時</p> <p>8 入札参加資格確認の結果の通知</p> <p>入札参加資格確認の結果は、令和元年8月19日までに通知する。</p> <p>9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県中部港湾事務所</p> <p>(2) 提出期限 令和元年9月19日午後2時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。ただし、送付による場合は、5(1)の場所に令和元年9月18日午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県中部港湾事務所 2階会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年9月19日午後2時</p> <p>11 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。)第100条の規定による。</p> <p>12 入札の無効に関する事項</p> <p>規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>(2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(3) 提出書類において不正があった入札</p> <p>(4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>ただし、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。</p> <p>14 調査基準価格</p> <p>調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。</p> <p>(1) その価格により入札した理由</p> <p>(2) 積算内訳書</p> <p>(3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連</p>
---	---

<p>(4) 手持曳船の状況</p> <p>(5) 労働者の具体的配給見通し</p> <p>(6) 過去に委託した業務の成績</p> <p>(7) 信用状況</p> <p>15 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県中部港湾事務所総務課</p> <p>16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>17 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Miyazaki Port</p> <p>(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00 P.M. 6 August 2019</p> <p>(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M. 19 September 2019 (tenders submitted by post 5:00 P.M. 18 September 2019)</p> <p>(4) Contact point: Central Port Authority Office, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 18 Minato, Miyazaki City, 880-0858, Japan, TEL: 0985-24-6224</p>	<p>関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。</p> <p>カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。</p> <p>なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。</p> <p>キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和元年8月6日までに県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p>
<div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">病院局公告</h2> </div> <p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月22日</p> <p style="text-align: right;">県立宮崎病院長 菊池郁夫</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 血液塗抹標本作製装置(血球計数装置2台含む) 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 令和元年9月30日</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に</p>	<p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181</p> <p>(2) 期間 令和元年7月22日から令和元年8月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 交付期間 令和元年7月22日から令和元年8月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 提出期限 令和元年8月8日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年8月9日午前10時</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p>

- 10 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Blood smear preparation device (including two blood cell counters), 1 set
 - (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 8 August, 2019
 - (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第2号

令和2年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。
令和元年7月22日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎
令和2年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

- 1 基本方針
県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。
- 2 募集人員
募集人員は、別に告示する「令和2年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。
- 3 応募資格
次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。
 - (1) 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
 - (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者
- 4 出願手続
入学志願者の出願手続については、別に定める「令和2年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」(以下「選抜実施細目」という。)による。
- 5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜
入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜(スポーツ推薦を含む。以下同じ。)、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)による。
 - (1) 推薦入学者選抜

- ① 推薦入学者選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、10%~40%の範囲内で各高等学校長が定める。
- ② 推薦入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、作文、推薦理由書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ③ 学力検査においては、各学校が2~3教科を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。
- (2) 一般入学者選抜
 - ① 一般入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。
- (3) 二次募集入学者選抜
 - ① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
 - ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。
- (4) 連携型入学者選抜
 - ① 連携型入学者選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。
 - ② 連携型入学者選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査の成績、面接の結果、調査書、中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。
 - ③ 学力検査については、連携型高等学校が2~3教科を指定して行う。
- (5) 日程
 - ① 推薦入学者選抜・連携型入学者選抜

ア 選抜検査	令和2年2月5日(水)
イ 合格内定通知	令和2年2月13日(木)
ウ 合格者発表	令和2年3月18日(水)
 - ② 一般入学者選抜

ア 選抜検査	令和2年3月4日(水)及び 令和2年3月5日(木)
イ 合格者発表	令和2年3月18日(水)
 - ③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査	令和2年3月24日(火)
イ 合格者発表	令和2年3月25日(水)
- 6 通信制課程の入学者の選抜
 - (1) 入学者の選抜は、面接と作文、その他必要な書類等により行う。
 - (2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。
 - (3) 日程
 - ① 入学者選抜

ア 選抜検査	令和2年3月25日(水)
イ 合格者発表	令和2年3月27日(金)
 - ② 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査	令和2年4月2日(木)
イ 合格者発表	令和2年4月6日(月)
- 7 その他
 - (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。

- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第3号

令和2年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

令和元年7月22日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

令和2年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活文化科	40
延岡商業高等学校	商業科	80
	会計科	40
	流通経済科	40
	経営情報科	40
門川高等学校	総合学科	120
	福祉科	40

日向高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
富島高等学校	商業科	40
	会計科	40
	国際経済科	40
	経営情報科	40
	生活文化科	40
日向工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
高鍋高等学校	普通科	200
	探究科学科	40
	生活文化科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40
	畜産科学科	40
	食品科学科	40
	フードビジネス科	40
妻高等学校	普通科	120
	普通科(文理科学コース)	40
	情報ビジネスフロンティア科	80
	福祉科	40
	電子機械科	80
佐土原高等学校	通信工学科	40
	情報技術科	80
	産業デザイン科	40
	普通科	280
	文科情報科	80

宮崎南高等学校	普通科	280	小林秀峰高等学校	農業科	40
	フロンティア科	80		機械科	40
宮崎北高等学校	普通科	280	小林秀峰高等学校	電気科	40
	サイエンス科	40		商業科	40
宮崎西高等学校	普通科	240		経営情報科	40
	理数科	120		福祉科	40
宮崎農業高等学校	生物工学科	40		飯野高等学校	普通科
	生産流通科	40	生活文化科		40
	食品工学科	40	都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200
	環境工学科	40		理数科	80
	生活文化科	40	都城西高等学校	普通科	200
機械科	40	フロンティア科		40	
宮崎工業高等学校	生産システム科	40	都城農業高等学校	農業科	40
	電気科	40		畜産科	40
	電子情報科	40		ライフデザイン科	40
	建築科	40		食品科学科	40
	化学環境科	40		農業土木科	40
	インテリア科	40		都城工業高等学校	機械科
	宮崎商業高等学校	商業科	120		情報制御システム科
国際経済科		40	電気科		40
経営情報科		80	建設システム科		40
経営科学科		40	化学工業科		40
宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120	インテリア科	40	
本庄高等学校	総合学科	120	都城商業高等学校	商業科	80
小林高等学校	普通科	120		会計科	40
	普通科(体育コース)	40		経営情報科	40
	普通科(探究科学コース)	40	普通科	80	

高城高等学校	生活文化科		40	附 則 この告示は、公表の日から施行する。
日南高等学校	普通科		120	
	普通科(探究科学コース)		40	
日南振徳高等学校	地域農業科		40	
	機械科		40	
	電気科		40	
	商業科		40	
	経営情報科		40	
福祉科		40		
福島高等学校	普通科		120	
2 定時制の課程				
学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)	
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40	
	商業科	—	40	
福島高等学校(単位制)	商業科	—	40	
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80	
		夜間の部	40	
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40	
	電気科	—	40	
	建築科	—	40	
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40	
	商業科	—	40	
3 通信制の課程				
学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)		
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250		
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350		

--	--